

大阪大学キャリアサポーターJr.に関する要項

(趣旨)

第1条 本要項は大阪大学(以下、「本学」という。)における低学年向けキャリア形成活動を行う在学生(就職活動を終えた者を除く。)による組織(以下、「キャリアサポーターJr.」という。)に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 キャリアサポーターJr.は、就職活動前の本学学生の職業・キャリア形成意識醸成を目的として活動を行う。

(活動)

第3条 キャリアサポーターJr.の活動は原則として無報酬とし、個々の企画への参加は任意とする。

2 キャリアサポーターJr.として活動中は、前条に定める目的以外の活動(個別企業の広報・採用活動、別団体への勧誘等)を厳に禁じる。

(登録)

第4条 キャリアサポーターJr.は、在学生の中から申請のあった者を登録する。募集期間については通年とする。

2 キャリアサポーターJr.のうち就職活動を終えた者は、原則としてキャリアサポーターに移行する。

3 キャリアサポーターJr.本人から登録解除の申し出があった場合は随時登録を解除する。

(除名)

第5条 キャリアサポーターJr.が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

(1) 第3条第2項に違反したとき

(2) その他除名すべき正当な理由があると認められるとき

2 前項の決定は、学生生活委員長が行う。

(体制)

第6条 キャリアサポーターJr.を指導するために、コーディネーターを置くものとする。コーディネーターは、本学教職員の中から学生生活委員長が指名する。

2 キャリアサポーターJr.に関する事務は、教育・学生支援部学生・キャリア支援課が行う。

附 則

この要項は、平成29年6月14日から施行する。